

令和5年第1回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年3月16日（木）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第3号 | 取手市個人情報の保護に関する法律施行条例について |
| | 議案第4号 | 取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| | 議案第5号 | 取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第6号 | 取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第7号 | 取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第15号 | 取手市市有財産の無償譲渡について |
| 日程第3 | 議案第8号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| | 議案第9号 | 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第10号 | 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第11号 | 取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第12号 | 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第13号 | 取手市手数料条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第14号 | 取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第16号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第5 | 議案第17号 | 令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号） |
| | 議案第30号 | 令和4年度取手市一般会計補正予算（第15号） |
| 日程第6 | 議案第18号 | 令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第5号） |
| | 議案第19号 | 令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第20号 | 令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第21号 | 令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第22号 | 令和4年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第23号 | 令和5年度取手市一般会計予算 |

日程第 8 議案第 2 4 号 令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第 2 5 号 令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 2 6 号 令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 7 号 令和 5 年度取手市介護保険特別会計予算
議案第 2 8 号 令和 5 年度取手市競輪事業特別会計予算
議案第 2 9 号 令和 5 年度取手地方公平委員会特別会計予算

日程第 9 議案第 3 1 号 令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 請願第 3 7 号 井野公民館エレベーター設置に関する請願

日程第 11 請願第 3 6 号 選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施することを求める請願書
請願第 3 8 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

日程第 12 議員提出議案 取手市議会の個人情報の保護に関する条例について
第 1 号

日程第 13 意見書案 学校給食費の無償化を求める意見書について
第 1 号

日程第 14 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会
の中間報告の件

日程第 15 閉会中の所管事項調査の申し出及び閉会中の所管事務調査の申し出について

令和5年3月6日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第3号	取手市個人情報の保護に関する法律施行条例について	原案可決
議案第4号	取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
議案第5号	取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号） （所管事項）	原案可決
議案第29号	令和5年度取手地方公平委員会特別会計予算	原案可決
議案第31号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第1号）	原案可決

令和 5 年 3 月 7 日

取手市議会議長
金澤 克 仁 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 関川 翔

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 6 号	取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 7 号	取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 8 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
議案第 9 号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 10 号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 11 号	取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 12 号	取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 15 号	取手市市有財産の無償譲渡について	原案可決
議案第 17 号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号） （所管事項）	原案可決

議案第19号	令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	原案可決
議案第20号	令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3号)	原案可決
議案第21号	令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第25号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第26号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第27号	令和5年度取手市介護保険特別会計予算	原案可決

令和5年3月8日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第13号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第17号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号） （所管事項）	原案可決
議案第18号	令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第22号	令和4年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第24号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	令和5年度取手市競輪事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第15号）	原案可決

令和5年3月14日

取手市議会議長
金澤克仁殿

一般会計決算・予算審査特別委員会
委員長 齋藤久代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第23号	令和5年度取手市一般会計予算	原案可決

令和5年3月6日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

請願審査報告書

本委員会は、令和5年2月28日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第36号	選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施することを求める請願書	不採択	
請願第37号	井野公民館エレベーター設置に関する請願	趣旨採択	

令和5年3月8日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

請願審査報告書

本委員会は、令和5年2月28日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第38号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	不採択	

意見書案第1号

学校給食費の無償化を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 3月16日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 岩澤 信

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 染谷和博

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 細谷典男

学校給食費の無償化を求める意見書（案）

家庭が負担している教育費は、教材費や制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金などと多額です。

学校給食法第2条に定められている学校給食の目標達成に向けて、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱になっています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延や国際情勢の変化を背景とした、ここ最近の物価高騰の中で、市民の生活はますます厳しくなっています。

全国で、保護者支援の取組として小中学校の給食費を無償化し、公費負担する自治体がある一方で、財政余力が十分でなく無償化の実施が困難な自治体も多い中で、義務教育の家庭の費用負担で自治体間格差が生じることは問題です。

よって、取手市議会は、国及び政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 国の財政負担による学校給食費の無償化を迅速に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣

令和5年3月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

議会運営委員会

委員長 佐藤隆治

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年12月13日、令和5年1月19日
- 3 意見 別紙のとおり

【議会運営委員会】令和4年11月12日 市民との意見交換会（要望・意見）

項目	要望・意見	回答
1	<p>取手市議会はITを使って議会運営を効率化している。行政の場でも使われているのであれば、さらに連携して市議会からも提言してほしい。</p>	<p>行政側にも、IT化推進を働きかけ、議会と連携出来る点については、連携に取り組めるよう努めます。</p>
2	<p>参加者を増やすためには、市民との意見交換会というより、議員との意見交換会が正しいのではないかと。議員と語ろうというサブタイトルが正しい、しっくりくる。議員にたくさん意見が言える、ということが伝わるのが大事ではないかと。</p>	<p>「市民との意見交換会」は、議会が主催しているため、名称はこれまでどおりとさせていただきます。</p>
3	<p>意見交換会での回答が前回の回答から変わらない。</p>	<p>市の方針に変更がなければ、回答の内容も変わらないため、前回の回答と同じ場合もございます。</p>
4	<p>議員は、実際の避難所が開設されたら、自分は避難の必要がなくても実際に体験してほしい。1時間でも一緒に体育館で過ごしてほしい。</p>	<p>これまでも、実際の災害時や避難訓練の際に各議員が議員活動の中で、避難所を訪れ、状況の確認等を実施しております。今後も議員活動の中で確認してまいります。</p>
5	<p>意見交換会の回答をもっと早いサイクルで出してほしい。回答が半年後では、遅すぎでは。特に参加者へ、回答がしっかり届くよう考えてほしい。</p>	<p>ホームページでの回答公開を基本とし、意見交換会の中で、至急対応が必要な案件や参加者から直接回答が欲しいとの要望があれば、個別の対応を検討し対応します。</p>
6	<p>この意見交換会は、ハイブリッド型でとても素晴らしい場。もっと市民が参加したほうがよい。周知をもっと工夫すべきでは。</p>	<p>これまでの周知のほか、意見交換会に参加された方々に、意見交換会の活動を周りの方へ伝えてもらえるよう案内し、ロコミで意見交換会の活動が広がるよう取り組むなど、新たな周知を行います。</p>

令和5年3月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

総務文教常任委員会

委員長 岩澤 信

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第2回意見交換会時要望・意見及び永山中学校・藤代南中学校との協働事業における生徒可決議案に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年12月6日、令和5年1月20日、令和5年3月6日
- 3 意見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和4年11月12日 市民との意見交換会（要望・意見）

項目	要望・意見	現状の調査結果
1	防災マップを活用して、自治会での説明や、マイタイムラインの講座を開催してほしい。	既に自主防災会などの要請に応え、マイタイムライン講座を実施しています。また、市内にマイタイムラインを促進するリーダー講習の受講修了者の方もいます。そうした方に、地域でマイタイムライン講座を進めていただくことも検討しています。
2	防災マップに関し、配布物を作って終わりにせず、活用方法を検討すべきでは。	総合防災マップについて、議会でも活用を求めています。また、担当課の安全安心対策課は、市民の防災意識の向上に役立てるよう自主防災組織に案内をしています。既に、自主防災組織からの要請に応え、出前講座も実施しています。
3	取手市総合防災マップを見て、例えば学校や駅で災害に遭遇した際の避難経路の記載がなく、あれば具体的に避難行動が取れるのではないか。	避難経路を固定することは、その経路が災害で通行できないような場合に、かえって混乱を招く恐れもあるため記載していません。地震、火災、水害など各種災害の際、その地域の特性により避難経路は異なります。こうしたことから、各種災害に備え、避難経路をみんなで考え、地域の共通の認識にする必要があります。
4	取手市総合防災マップに東海第二原発重大事故を想定した広域避難計画の記載があればよかった。取手市地域防災計画にも記載が乏しい。龍ヶ崎市地域防災計画を参考にしては。	東海第二原発重大事故を想定した広域避難計画は茨城県で策定されています。この計画において取手市は、東海村民の避難者を受け入れる内容になっています。国の避難計画は、原発から30キロ圏内までが避難する地域です。取手市は東海原発から70キロ以上あることから、取手市民を対象にした避難計画はありません。
5	近隣他市の各行政が独自にハザードマップを作成しているので整合性が全くない。例えば、JIS規格に則った公共施設の記載がされていない。取手市単独で作成するのではなく、近隣他市のものを、ある程度参考にして作成してほしい。取手市総合防災マップに常総地域、利根川・小貝川流域、県南地区などの記載があればよかった。	ハザードマップにおける地図記号は、複雑化を防ぐために、一部の公共施設のみ国土地理院で定められた記号を採用しています。また、内閣府において、JIS規格となる災害別の図記号が公表されています。例えば、防災マップの45ページに避難所一覧表がありますが、そこに当該図記号を活用する余地がありますので、次の更新時には検討していく予定です。 広域地図等については、限られた紙面のため掲載していません。そのため、市販の道路地図や、近隣他市発行のハザードマップであったり、ホームページ等に掲載しているハザードマップで、ご確認をお願いします。 総合防災マップを作成するに当たり、広域避難計画の観点から、近隣他市の防災担当課と調整した上で掲載しています。
6	藤代駅に止まっているタクシーの運転が怖い。	御意見として受け止めさせていただきます。
7	避難所別の避難訓練を実施してほしい。	昨今の新型コロナウイルス対策を踏まえた訓練の実績としては、令和2年度は取手第二中学校に、令和3年度は藤代中学校及び前田建設工業株式会社に、それぞれご協力いただいて訓練を実施しました。また、取手小学校では、近隣の自主防災会に参加していただき訓練を実施しました。ご要望があれば、地元の自主防災会を通して、担当課である安全安心対策課にご連絡ください。

8	要支援者は登録制にして、いち早く福祉避難所等に避難誘導などできるようにしてほしい。登録している（認識してもらっている）というだけで安心感がある。	既に登録を進めています。ご近所で、避難の際に支援を必要とされる方がいらっしゃいましたら、担当課である社会福祉課に連絡をいただき、登録をお願いします。
9	避難訓練や出前講座、説明会等を開催し、参加を呼びかけることによって、啓発になるのではないか。	昨今の新型コロナウイルス対策を踏まえた訓練の実績としては、令和2年度は取手第二中学校に、令和3年度は藤代中学校及び前田建設工業株式会社に、それぞれご協力いただいて訓練を実施しました。また、取手小学校では、近隣の自主防災会に参加していただき訓練を実施しました。避難訓練や出前講座は、原則として自主防災会単位で行っております。ご要望があれば、自主防災会を通して、安全安心対策課にご連絡ください。
10	各所で行っている防災訓練などを報告して、情報共有するとよいのでは。	年1回（毎年5月）、自主防災組織連絡協議会を開催しています。令和5年度の協議会で、一部の自主防災会から取組事例を紹介していただき、意見交換の場を設ける予定です。
11	免許返納者に対して何か公的な移動のサービスを考えてほしい。	免許返納者に対する現状のサービスとしては、次のようなものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の70歳以上の方へのシルバー割引定期券（コミバス）の発行 ・運転免許自主返納サポート事業（協賛店での割引や粗品プレゼントなど） ・福祉有償運送に対する助成、移動スーパーの実施、配食サービス
12	防災グッズについての状況を知りたい。	市の防災備蓄品として、非常食としてアルファ米、飲料水、避難所開設時に使用するパーティション、ダンボール簡易ベッド、毛布、簡易トイレを保管しています。
13	地域防災について。自主防災会が市民にオーソライズされていないのでは。平時・災害時、まちの中で自主防災会がどんな仕事を受け持つのか。仕事の割り振りを行政、議員、自主防災会、市民の皆さんを交えて明確にしておいたほうがよいのでは。私見では守谷市のマイタイムラインがよくできている。	自主防災会については地域によって、活動実態の差異や地域住民からの認知度、役員の高齢化や担い手不足など、様々な課題があります。令和5年5月に開催を予定している自主防災組織連絡協議会にておいて、取組事例の紹介や茨城県作成の「自主防災組織を結成しよう」といったパンフレットを配布するなど、地域における自主防災会の重要性、地域住民への自主防災会の認知度向上の啓発に努めていきます。
14	防災士の組織化を図り人材の有効活用を。市の補助金で防災士の資格を取得したが活かせる機会がない。	市内に270人の防災士資格取得者がいらっしゃることを日本防災士機構に確認しています。そのうち、市が名簿を把握しているのが現在68人です。例えば、この方たちに、災害時の避難所運営の役割を担っていただくなど、資格を生かしていただく方策の検討を進めていきます。

15	埼玉県和光市の防災イベントを紹介。AEDを使用した救急救命体験など住民参加型のイベントの開催を。	平成27年から、秋の全国火災予防運動の時期に、消防フェスタという和光市と同じような内容のイベントを開催しています。平成29年からは、取手競輪場でサイクルアートフェスティバルと同時に開催をしており、様々な体験メニューを用意しています。今後もフェスティバルと同時開催を継続する予定になっています。
16	市役所議会棟に障がい者用の駐車スペースを確保してほしい。	駐車スペースを確保するには、議会棟入口のバリアフリー化も行わなければならない、その工事は議会棟の長寿命化を図る必要があります。議会棟入口付近の駐車場を障がいのある方が利用される場合は、管財課に事前に連絡いただければ、スペースを確保しお手伝いさせていただきます。
17	市役所議会棟にエレベーターを設置してほしい。	議会棟の建物長寿命化改良工事の中で、設置の検討を行って行きたいと考えています。
18	市政協力員制度が市民に周知されず、生かされていない。もっと周知してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報とりでで、市政協力員についての役割及び地域の市政協力員が誰なのかの問い合わせは市民協働課へという掲載をしています。 ・転入者には、市民課で市政協力員の名簿一覧を配布し役割を周知しています。 ・市ホームページでは、市政協力員の役割や行政案内、よくある問合せのコーナーで市政協力員制度の説明をしています。研修会や地域活動に参加している様子も、市ホームページの市政協力員のコーナーや月・木・SAYなどで随時案内しています。今後も、より広く周知するための方策を検討し、情報発信に努めていきます。
19	自分の地区の市政協力員が誰なのか分からない。名簿を公開してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・市政協力員連絡協議会において、この件について協議します。協議会において、市としては、個人情報について細心の注意を払い、掲載要領を工夫し来年度の広報とりでやホームページへ、市政協力員の名簿一覧を再度掲載することを提案します。 ・年度初めの市政協力員全体会議でも、市政協力員が自分の担当地区内の市民に対し市政協力員としての周知や活動について自らが積極的にPRするよう説明します。
20	行政のデジタル化の推進について。様々な証明書がマイナンバーカードに入るとなると、個人のプライバシーが守られるのか。紛失した際のフォロー体制は大丈夫か。メリット・デメリットの議論が曖昧になっていないか。明確な議論を望む。	マイナンバーカードのICチップには、プライバシー性の高い情報、税情報、年金情報、病歴などは記録されていませんので、これらの情報はカードからは判明しません。カードを紛失した際のフォロー体制としては、24時間365日受付しているマイナンバー総合フリーダイヤルに電話連絡してカードの一時停止措置を実施しています。マイナンバーカードのメリットは、本人確認書類として使用できる、コンビニエンスストアで印鑑証明、住民票の写しなどが取得できる、また健康保険証とひも付ければマイナンバーカードを健康保険証としても使用できる点が挙げられます。デメリットとしては、やはり個人情報の漏えいのおそれがあることです。

21	かたらいの郷の担当課をグリスポの担当課が担ったほうがよい。	かたらいの郷は、世代間交流及び高齢者の生きがい増進を趣旨として開設している一方、取手グリーンスポーツセンターについては、市民のスポーツ及びレクリエーションの普及による健康で文化的な市民生活の向上を趣旨として設置しています。施設の中心となる利用者や性質に応じた部局が担っていくという考えから、かたらいの郷については高齢福祉の担当部署が、グリーンスポーツセンターについては社会教育施設としてスポーツの担当部署が所管しています。
22	駅前をパトロールしているとウェルネスプラザやアトレの4階で高校生を見かける。りぼん取手の空きスペースを活用して学習室の設置はできないのか。岡山県立図書館の例もある。利便性の良いところに人が集まる。若い人をもっと持ち上げてほしい。	リボンとりでを賃借し、学習スペースとして整備するに当たっては、新たな費用とランニングコストがかかることから、財源の問題等もあり、難しい状況です。なお、ウェルネスプラザで、ウェルネススクールと題して、セミナールームの空きがある時間帯を学生の勉強場所として使えるようにしています。また、学習専用のスペースではありませんが、アトレとりで4階のVIVAパークで、勉強することもできます。
23	投票所のバリアフリー化をしてほしい。	期日前投票所3か所は、いずれもバリアフリー化が図られていますが、投票日当日の市内54か所の投票所は、公共施設以外にも地区の集会所等を借りている状況もあり、全施設がバリアフリー化という状況ではありません。地区の集会所をお借りしていますので、早急なバリアフリー化というのは難しい状況ですが、集会所の改修、バリアフリー化については、市でも各種補助金の案内をしています。また、投票所の構造にもよりますが、投票所の入口に急な段差などがある場合には、設置可能な場所にはスロープを設置したり、足の不自由な方が投票所にいらっしゃった場合には、事務従事者で移動のサポートをしながら投票を行っていただくといった柔軟な対応を行っています。安心して投票所に足をお運びいただき、投票できるような環境の整備に努めていきます。
24	投票率を上げないといけない。	現在の投票率の背景を考えると、制度的な側面、投票行動の側面、投票環境の側面、選挙啓発の側面など、様々な要因が絡み合っています。市では、特に若年層の投票率が低いという点を課題として意識しています。高校生による動画なども活用しながら、18歳になる前からの選挙啓発にも取り組んでいます。令和4年7月の参議院議員選挙前の6月1日広報とりで号では、高校生に協力していただき、選挙特集を組みました。また、昨年度からは選挙の都度、広報とりで臨時号として、広報とりで本体とは別に発行し、より詳細で丁寧な選挙の情報提供に努めています。投票率向上に向かって、一步一步地道な取組を進めていきます。

25	<p>取手市において、ファミリー層向けのイベントは多数あるが、若年層へのイベントは少ない。今後、若年層が楽しめるイベントを増やしてほしい。</p>	<p>感染症拡大の影響で中止となっていたイベントが開催されることも増え、その中には若い世代の方に参加いただけるものが多数あります。数年来イベントが開催されていなかったことを踏まえ、周知については、若い世代の方の目にも留まりやすいよう、広報だけではなくウェブやそのほかのSNSを組み合わせながら、より魅力的と感じてもらえるような情報発信をしていきます。</p>
26	<p>取手駅前にフリーペーパー等で、取手のアート、歴史、自然、観光、商店、イベント等、色々な情報の紙を置き自由に情報が取れるようにしてほしい。</p>	<p>民間企業のフリーペーパー等の冊子については、配置の数の関係もあり、公共施設に置くのはなかなか難しいところですが、公的な冊子については、駅前窓口を含め、より取りやすい環境に配慮していきます。</p>
27	<p>空き教室の活用：子供中心の地域コミュニティの構築に貢献できるのでは。</p>	<p>地域コミュニティの構築あるいは活性化などへの取組の必要性については、十分に認識しています。現在、市内の小中学校において、一部地域を除き、児童数が減少傾向です。普通教室として使用していない教室もありますが、例えば小学校では英語教室や、中学校では進路相談室などとして活用しています。その他、放課後子どもクラブ室など、学校以外の施設としても活用しています。今後は、学習の場として活用しない教室が増加していく場合には、学校施設を学びの場だけではなく、地域コミュニティ構築の場としても活用していきます。</p>
28	<p>公民館併設などの児童館があったらいい。放課後に、安心して過ごせる居場所がもっと必要。</p>	<p>児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、地域において児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。設置運営については、専用の設備やスペースの確保、職員の配置などが必要となるため、現状では、公民館等に併設の児童館の設置というのは難しい状況です。放課後に安心して過ごせる居場所については、公立小学校14校全ての敷地内に放課後子どもクラブを設置しています。共働き世帯の小学生を預かる放課後児童クラブと、親の就労状況に関係なく、1年生から6年生全ての児童を対象に、学習支援や交流活動を提供する放課後子ども教室を一体的に実施しています。また、令和3年10月1日からは、毎週土曜日、利用時間を拡大し、共働き家庭の支援の充実も図っています。今後も放課後に安心して過ごせる居場所として、放課後子どもクラブの事業の充実に努めていきます。</p>

29	自転車通学だが、車の運転が危険、通学路の安全対策をお願いしたい。	<p>○個別の危険箇所 毎年度、小中学校から報告のあった通学路の危険箇所について、関係機関で連携して合同点検を行い、対策を実施しています。危険箇所については、学校でも場所等を把握する必要があるため、まずは学校のほうにお知らせいただき、通学路交通安全対策プログラムにのせていただくようお願いします。また、緊急なものや軽微な補修が必要なものについては、随時、学務課のほうで受け付けています。</p> <p>○子どもたちの声を吸い上げる仕組み まずは学校のほうで危険箇所を把握する必要があります。小学校においては、各学期ごとに、通学班ごとに集まって話し合う場などもあるようです。改めて各学校に対して、子どもたちの声等を教育委員会に知らせていただくようお願いするとともに、その把握に努めています。また、中学校においても、子どもたちの声を聞いてくださいと学校に伝え、広めていきます。</p> <p>○交通安全プログラムのPTAへの周知 常に普及に努めているところですが、まだ行き届かないところがあれば、さらに普及していきます。</p>
----	----------------------------------	--

【総務文教常任委員会】令和4年度永山中3年生との合同企画（提案・課題事項）

	中学生からの提案・課題事項	調査報告及び検討事項
1	<p>○学校のバリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・靴箱の段差をなくす→スロープ設置 ・机を運びやすいものに→軽く環境に優しいものに変更 ・プラスチックストロー→将来的に環境を意識し廃止 	<p>○昇降口の段差など、あらゆる段差をなくすスロープの設置</p> <p>学校施設の段差解消、いわゆるバリアフリー化については、令和2年5月に、国においてバリアフリー法の改正がありました。公立小中学校等においてもバリアフリー基準への適合が位置づけられ、既存の施設においても適合の努力義務が課せられたところです。今後のバリアフリー化において、文部科学省より示されている整備目標の一つとして、スロープ等による段差の解消については、全ての学校に整備するということが目標として位置づけられています。そのようなことから今後、永山中学校におきましても、段差解消については国の指針に基づき、整備していく方針です。</p> <p>○机を運びやすいものに</p> <p>毎年度、各学校に対して使用に支障のある机の数の調査を行い更新を進めています。その時その時点で軽量化されているものを導入しており、現在購入している机は、提案のあったものと同等の軽量化がされた机となっています。現状、従来の机と軽量の机が混在している状態ですけれども、今後更新が進むことにより、軽量の机に切り替わっていきます。</p> <p>○プラスチックストローを、将来的に環境を意識し廃止</p> <p>現在、市では環境に優しい取組を進めている中で、今回ご提案いただいたプラスチックストローを使用しない取組や、その趣旨に対して、市としても同様に賛同しています。しかし、学校給食で提供している牛乳に関しては、龍ヶ崎市に工場がある関東乳業株式会社に発注しています。同業者では、ストローを供給しない生産ラインを構築することが難しいとの回答を得ています。この点に関して、市に裁量の余地がないため、現状では対応ができていないと状況です。今後、プラスチックストローが不要な製品の動向を注視しながら、牛乳納入業者に引き続き働きかけを行い、環境に優しい取組を進めていく方針です。</p>

2	<p>○永山中改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター設置 ・教室が足りなくなるので増やしてほしい ・外にトイレを設置してほしい 	<p>○エレベーターの設置</p> <p>バリアフリー法の改正に伴い、円滑な移動に配慮が必要な児童生徒及び教職員が在籍する全ての学校に、エレベーターを整備するとされていることから、今後国の指針に基づき整備を検討するとともに、建物の長寿命化工事等の大規模な工事の際に検討していきます。</p> <p>○教室の増設</p> <p>生徒数の増加が見込まれることから、生徒数及び学級数の推計を行いつつ検討しており、現段階では既存校舎の中で必要教室を賄えると考えています。今後も、生徒数及び学級数の推移を注視しながら状況に合わせた対応を行っていきます。</p> <p>○外トイレの設置</p> <p>プールのトイレは、老朽化に伴い既存浄化槽が基準不適合となり、公共下水道への接続も高低差で接続が不可能なことから、体育館のトイレを使用していただきたいと学校側をお願いしている状況です。</p>
---	--	--

3	<p>○投票率を上げるための努力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票所整備 ・主権者教育 ・インフルエンサーによる呼びかけ ・ネット投票 	<p>○商業施設を利用した投票所の整備</p> <p>市では取手駅西口リボンとりで内に期日前投票所を設置しています。現在、3か所ある期日前投票所の中では、リボンとりでの期日前投票所が一番投票者数が多い状況です。今後も継続していきます。</p> <p>○主権者教育</p> <p>令和5年の1月に永山小学校でデザート選挙を行い、投票期間を設定し、実際に記載台や投票箱を使用して投票しました。若いうちに投票環境に触れることが将来の投票行動につながっていくということが指摘されています。選挙というものが身近で大切で、そこまで難しいものではないという実感を持ってもらうことが、将来の投票率向上にもつながっていくと考えられます。今後も出前事業も含めたアウトリーチの取組なども含めて進めていく方針です。</p> <p>○インフルエンサーによる呼びかけや影響</p> <p>昨年参議院選挙の際には生田絵梨花さんと市川猿之助さんが、茨城県議会議員選挙の際には茨城県公認ブイチューバーの「茨ひより」さんが描かれたポスターを活用して選挙啓発に取り組んでいました。また、いずれの選挙も、同じく「茨ひより」さんの動画の発信なども行われていました。令和5年4月には統一地方選挙も予定されていますが、テレビ、新聞、インターネットでは、選挙の規模が大きいほど大きく取り上げられるような傾向があります。なかなか市のレベルでインフルエンサーをとるのは難しいところがありますが、若い方々に響く啓発を工夫して実施していきます。</p> <p>○インターネットによる投票</p> <p>課題もあると認識しており、近隣のつくば市において、インターネット投票を模索中との報道がされています。これからのデジタル社会の進展の中での課題の一つとして、選挙があると認識しており、今後ともその状況を見守っていきます。</p>
4	<p>○人口減少傾向を食い止める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPやポスター、SNSを活用し市を宣伝 	<p>今後もより効果的な情報発信を行い、市内に移住し定住される方が増えるよう取り組むとともに、中学生目線でのPRについても検討を進めていきます。</p>

【総務文教常任委員会】令和4年度藤代南中3年生との合同企画（提案・課題事項）

	中学生からの提案・課題事項	調査報告及び検討事項
1	<p>○藤代駅の駐輪場の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見栄えが悪いため、数台ずつの仕切りをつくり、向きを統一する。 ・管理人を置く。 ・駐輪場を新たにつくる。 ・決められた向きに置いた人に特典ポイントを与える。 ・ルール違反者に警告カードを付ける。 	<p>管理人は、平日と土曜日、朝と夕方の通勤通学の利用者が多い時間帯に1名必ず常駐しており、自転車の整理、清掃等を行っています。駐輪場の新設については、使用状況に余裕があるため、現在増やす予定はありません。特典ポイントについては、管理人が1日常駐しておらず、また無料駐輪場ですので、導入は難しい状況です。違反者については、7日間以上放置されているものについて、委託業者が赤い警告札を貼付し、市のほうで撤去する措置を取っています。</p>
2	<p>○住みやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パトロール 	<p>取手の東と藤代駅南口の2か所に防犯ステーションを設置しています。防犯ステーションには防犯活動推進員として、警察官のOBを10名体制で配置し、1か所3名、1日6名が、平日の午後2時から午後7時まで業務に従事しています。住宅街や下校時の児童生徒の見守り活動、不審者情報に基づくパトロール、防犯ステーション前での警戒等を中心とした防犯活動を行っています。</p>
3	<p>○市の魅力を増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSで市PR動画などの発信（学生や若い世代が中心） ・幅広い世代が楽しめるイベントを開催 	<p>○SNSでの市PR動画などの発信</p> <p>市が作成した動画は、市ホームページにも同時に掲載し、ツイッターやフェイスブックなどのSNSにも連動して投稿されます。また、目を引くサムネイルを使用するとともに、LINEでの配信も実施しています。PR大使さくらまやさんの観光PR動画など、目玉となり得る作品は広告配信を行うなど、多くの方に見ていただく工夫をしながら発信しています。</p> <p>○幅広い世代が楽しめるイベントの開催</p> <p>様々なイベントを開催していますが、直近では令和5年3月に、にぎわいフェスタを開催する予定です。比較的新しいイベントため、担当課との連携を下に、より多くの方にイベントに参加いただけるよう、発信に努めています。</p>

4	<p>○カーブミラーが曇って危ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リブどらい」カーブミラーに替える。 ・運転者がカーブミラーを見る意識を高める。⇒ポスター掲示、パトロールカーや公用車で、「リブどらい」カーブミラーのPRを行う。 	<p>○「リブどらい」カーブミラーに替える</p> <p>現在、取手市内に設置されているカーブミラーは、約 2,500 基あり、道路反射鏡の設置指針を参考にして、道路状況や環境などに合わせて設置している状況です。曇らない霜がつかないドライミラーは、通常より重くなることもあり、基礎工事も含め、新規設置の場合には、現状の約 1.5 倍から約 2 倍の費用がかかります。</p> <p>カーブミラーの現状としては、向きによって曇りが生じている状況です。例えば、南東向きのカーブミラーは、朝日が当たれば短時間で霜が消えていきますが、北西向きのカーブミラーは、朝日が当たらず霜がとれにくいため、見えにくい状況になっています。市内でも現在 2 か所、ドライミラーを設置してる場所があり、双葉団地の点滅信号に 1 か所、また山王の金仙寺の T 字路の交差点にも設置されています。要望があれば、その交通状況、環境等を考慮して設置を検討していきます。</p> <p>○運転手がカーブミラーを見る意識を高める</p> <p>カーブミラーには、頼り過ぎると危険な特性もあります。カーブミラーには死角があり、その死角に気づかず、スピードを出して通過した際には、重大な事故を招きやすくなります。そのため、必ず目視をして確認することが大切になります。</p>
---	---	--

令和5年3月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年12月7日、令和5年1月23日、3月7日
- 3 意見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】 令和4年第2回市民との意見交換会（要望・意見）

	要望・意見	回答
1	高齢者の移動支援について、タクシーの補助や買い物を運んでくれるサービスを検討できないか。	市では、市内55か所で移動スーパーによる巡回販売があります。スーパーやコンビニ等の独自の取組で御自宅に配送するサービスが増えてきているようです。今後も高齢者の移動・買い物等の生活支援に関して、議会としてもより良くなるよう注視してまいります。
2	高齢者の移動手段について、タクシー会社と自治会が連携してほしい。	他市において市の公用車を自治会に貸し出すなど連携する事例があります。自治会からのお問い合わせ・提案があれば連携を検討するそうです。タクシー会社に関しては、高齢者や障がい者等、移動困難な方を中心に助成券を発行しています。また、公共交通政策については、議会でも注視してまいります。
3	高齢者の移動手段について、車を使わず、バスの利用者を促進してほしい。	老人福祉センターあけぼの、さくら荘、総合病院等、高齢者の御利用が多い施設もコミバスの停留所となっています。引き続き、市では利用者の促進をしていくそうです。
4	高齢者の移動手段について、移送団体の補助金をうまく使ったらどうか。	移送団体・福祉有償運送については補助金を交付しています。また、サービスを受けている利用者に対して、所得状況に応じ、利用料金を助成する券を交付しています。議会としては、更なる充実を求めてまいります。
5	あけぼの、ウェルネスプラザの職員がごみの分別をしていないようだ。	指定管理者と職員が連携し、ゴミの分別について指示を徹底していくと回答がありました。
6	かたらいの郷のお風呂が16時半までしか使えないのはなぜか。	17時が閉館時間となっています。目安として、終了時間30分前には浴場から上がっていただく時間のお知らせをしているそうです。
7	かたらいの郷のお風呂にシャンプー、リンス等を配置してほしい。	安価な利用料で御利用いただくために配置していません。なお、シャンプー・リンス等は窓口で販売しておりますので、ご利用ください。
8	かたらいの郷で靴やスリッパなどの盗難が多発しているのを、しっかり対応してほしい。	盗難の報告はないようですが、履き違い等はあるようです。議会から、市に対し、指定管理者に盗難や履き違い等が発生しないよう対策を検討するよう要望しました。

9	<p>あいサポートについて、市民の方々に広めていったらどうか。(自治会単位の講習等)</p>	<p>市広報紙、ホームページ、イベント等でPR活動を行ってきました。 なお、今のところ自治会から要望はありません。民生委員・企業に対して講習を行った実績があります。今後、市政協力員連絡協議会でも周知していきます。 自治会単位等で要望があれば、無料で出前講座ができます。 議会としましても、あいサポート研修を受けました。今後、あいサポートについて周知に努めたいと思います。</p>
10	<p>目が見えない方はすぐ分かるが、難聴などの人が歩道を歩いているときは、分からなから発信してほしい。</p>	<p>市としては、ヘルプマークやヘルプカードを障がい者のみならず内部障がいの方や妊娠されている方等、援助や配慮を必要としている方にお渡ししているようです。 日頃から地域で暮らす方の中には、何かしらの障がいがある方もいるということを知ることが重要であると思います。中には、障がいがあることを自ら発信したくない方もいらっしゃいます。その場合には、その方から周りの方に対して配慮をお願いします、と意思疎通を図っていただくほかないと考えられます。あいサポート運動を通しまして、多様な障がいの特性を知り、困っているときにちょっとした手助けや配慮ができるよう周知したいと思います。 また、市では、手話通訳者等を派遣する意思疎通支援事業を行っており、議会としてもこちらを周知してまいりたいと考えています。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアカーを試乗できるようにしてほしい(福祉まつり等) ・シニアカーの補助金はあるか。介護保険制度を利用できるか。 	<p>市内には、シニアカーを含む福祉用具の貸与を行っている福祉用具サービス事業所が4か所あります。 シニアカーの展示や試乗について、今後の市イベント等の内容に盛り込んでいただくよう議会として要望していきます。 介護保険の制度上、基本的に要介護2以上の方は、シニアカーを含む車いすの給付対象になっています。なお、その方の状況によって負担割合が異なります。</p>

令和5年3月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

建設経済常任委員会

委員長 染谷和博

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第2回意見交換会時要望・意見及び永山中学校・藤代南中学校との協働事業における生徒可決議案に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年12月8日、令和5年1月19日、令和5年3月8日
- 3 意見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和4年第2回市民との意見交換会の要望・意見調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	紙と電子化を両面で進める上でセキュリティ対策強化が重要。そのことが市内中小企業にも影響ができるとよいのではないかと。	<p>本市のデジタル化の推進については、総務部情報管理課を中心に取組を進めています。例えばオンライン申請手続きによるペーパーレス化や、キャッシュレス決済の実現等により、事務手続きの効率化や市民サービスの向上が図れるよう、デジタル技術の活用を検討しているところです。</p> <p>ご指摘のように、デジタル化の推進には中小企業をはじめとした事業者の理解・協力が不可欠であり、セキュリティ対策についても万全を期す必要があることから、引き続き国の動向に注視しつつ、庁内関係課と連携を図りながら調査研究を進めています。</p>
2	市のレベルで中小企業の支援をしてほしい。海外進出の支援（税制指導・海外への登記など）を。	<p>市では市内中小企業を支援するために、事業資金融資の斡旋や販路拡大の支援、起業家支援等、幅広い事業者層に対応できるよう展開しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、「事業継続応援給付金」や「事業者応援一時金」、「事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金」等、コロナ禍により疲弊している中小企業等への事業継続に向けた補助事業を実施するとともに、「プレミアム付商品券」、「生活応援商品券」の実施により地域経済の活性化に繋げているところです。</p> <p>海外進出に向けた支援については、現在のところ具体的取組には至っておりませんが、国や県等の関係機関を通じて、海外企業とのビジネスネットワークの構築や各種相談会への参加、取引に必要な事務手続きサポート等、全国の優良事例等を参考に調査研究を進めています。</p> <p>また、令和4年12月には「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。本条例は中小企業等の振興に関し、本市の基本的姿勢や方向性を定めるものであり、今後更なる市内経済の活性化が図れるよう、中小企業等の振興支援に努めています。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援では様々な分野、視野を広げていくことが大事。 ・創業支援について、市には啓発的なことをやってほしい。スタートするときに一番大事、どうやったら創業できるのかなどスタートを支援することが必要。また若い人や、やる気のある人を支援することは、とても大事。 	<p>市では「起業でまちを元気にする」をキーワードに、起業家タウン取手の実現を目指すため、平成27年度から（一社）とりて起業家支援ネットワークと連携し、創業支援事業を展開しております。事業内容としては、起業を希望する方、起業して間もない方を対象に起業に必要な経営ノウハウを学ぶ「創業スクール」をはじめ、市内で起業をした事業者に対して、初期費用を補助する「産業振興チャレンジ支援事業補助金」、インキュベーションオフィス等を利用して事業活動を行う事業者に対して、利用料金の一部を補助する「市民事業活動促進補助金」等があります。</p> <p>また、学生や若い世代の方の起業に関する理解と関心を高めることを目的に、ビジネスプランコンテストも開催しているところです。</p> <p>市としては、若い世代をはじめとした幅広い年代の方に、起業に向けた機運の醸成を図るとともに、起業希望者や新規起業家のニーズに応えた支援事業の展開が図れるよう努めています。</p>
4	<p>八坂神社のお祭りについて、コロナ禍の中で開催する場合、取手市基準を決めるのに、もっと介入してほしい。八坂のお祭りを取手の祭りにできないのか。</p>	<p>市や観光協会では、地域のにぎわいを創出し、活性化が図れるような観光振興を目的とした祭りやイベント、地域商店街の活性化や商業の振興育成が図れるような事業に対し、補助金の交付や人的支援、広報周知に関する協力などを行っています。</p> <p>八坂神社例大祭などの直接的な神事への介入については、政教分離の原則から難しいところですが、沿道周辺のにぎわいを創出するイベントの部分に関しては、夏祭りを実施する地元商業関係者などで構成する実行委員会に対して補助金を交付して支援しています。</p> <p>市では引き続き、地域のにぎわいを通して、まちの活性化が図れるよう、商工会やイベントを主催する関係団体と連携し、取組を進めています。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
5	ごみの分別が他市町村と比べて厳しすぎる。	<p>常総環境センターでは、住民代表で組織した検討委員会を経て、資源化の促進・排ガス抑制・最終処分量の縮減などの環境保全を目的に、平成24年4月から現在の5種16分別を実施しています。</p> <p>市には、今回の「分別が他市町村に比べて厳しい」というお声は届いていない状況でした。問い合わせなどでは「どのように分別したらいいのか」というような内容があったところ です。</p> <p>市では、第二次取手市地球温暖化防止実行計画事務事業編に基づき、ごみ分別の徹底を行い、ごみ排出量の減量に努めている立場です。</p>
6	不燃物はどうやって処理しているか調べてほしい。	<p>常総環境センターに運ばれた不燃ごみは、初めに手選別によって危険物を取り除き、次にアルミ・鉄類といった資源物とその他のごみに分別をします。</p> <p>その後、アルミや鉄類の金属系の資源物はリサイクル業者に売却され、建築資材やアルミ缶などにリサイクルされていきます。その他のごみは、可燃ごみと同様に焼却処分となる状況です。</p>
7	市の施設にごみの分別を正しく行っているか査察を入れるべき。	<p>市では、第二次取手市地球温暖化防止実行計画事務事業編に基づき、ごみ分別の徹底を行い、市内ごみ排出量の減量に努めています。</p> <p>その他の市の施設においても所管課を通じて、ごみの分別の徹底や排出量の削減については、周知啓発を行っている状況です。</p>
8	アートがあるまちづくりを推進しているのならば、駅前等に電気自転車を置いて利用できるようにしてほしい。	<p>原動機付自転車のレンタル利用については、利根川サイクルステーションのみで、駅前では実施していない状況です。</p> <p>市では、自転車活用推進計画の策定を進めており、自転車の普及促進や安全利用の周知啓発、観光振興が図れるよう、市民や専門家の御意見を踏まえ、内容の検討を行っております。御要望いただきました御意見も含め、導入に向けて市内関係課や関係機関などと協議検討を進めています。</p>
9	ふれあい道路周辺、宮ノ前ふれあい公園近くの病院と動物病院があるところに、病院に救急車が来ると動物病院に来院の人が、駐車場がいっぱいで歩道に停まって列をなし、通行できない状況になっている。自転車・車椅子が通れないので、市として対策をとれないか。	<p>御指摘の事案については、今現在、市民の方から担当の管理課などには通報が届いていない状況です。情報収集を行い、事態の把握に努めていきたいと考えています。また、御指摘の事案が常態化するようであれば、沿道を利用されている原因者への注意喚起を、今後図っていきます。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
10	<p>移動手段が少ない、バス停が少ない、夜道が暗い。</p>	<p>移動手段が少ないというご意見について、市内にはJR常磐線と関東鉄道常総線の2つの鉄道があります。取手駅、藤代駅を起点として、市内市外に向けてバスの路線網が広がり、更にそれらを補完するように、コミュニティバスが7ルート運行しています。また、市内に本社機能を持つタクシー会社も7社あります。比較的恵まれた交通機関の状況にあるかと思えます。しかし、高齢化が進むことによりニーズが変化していることも事実であると考えています。</p> <p>バス停が少ないというご意見について、路線バスのバス停は一般的に、300メートルから500メートルの間隔で設置されています。コミュニティバスのバス停については、利用者が高齢の方が多くなっている傾向もあり、配置間隔を路線バスと比べ短くしています。市内の停留所数については、路線バスで約200か所、コミュニティバスでは約300か所となります。</p> <p>夜道が暗いというご意見について、街灯等の整備ということになると思いますが、取手市防犯灯管理基準に沿って設置及び管理を行っております。設置基準は、市が管理する公道周辺や通学路などにおいて、交通安全上または防犯上、特に必要と認められる場所、また公共施設利用の安全性の見地から必要と認められる場所において、おおむね50メートル間隔で設置している状況です。この防犯灯については現在、設置のご要望がある場合には、市政協力員の方を通じて担当課に申請をいただいているところです。また、設置する場所についても、私有地である場合にはその所有者の同意書等をいただいで設置している状況です。地区の皆様の総意をもって担当課に申請していただき、その申請により、設置の必要性などを勘案して進めています。</p>
11	<p>桑原地区の開発に伴う取手市の交通網の利便性向上について。通学路の安全対策や時間帯に応じたバスの運行で、快適な環境がつかれるのではないかと。縦割り行政ではなく壁を越えて地域の課題を解決してほしい。</p>	<p>桑原地区開発区域には、寺原小学校、取手第二中学校の学区に含まれています。通学路の安全対策については教育委員会、小中学校、また建設部門など関係機関と連携を図りながら、対応を検討していきます。また、交通利便性の向上については、開発に伴い、路線バス等の公共交通機関の充実が期待できます。これも含めて、市内の公共交通の利便性の向上を図っていきます。</p>
12	<p>桑原地区開発について、イオンと地権者との進捗状況について詳細を知りたい。</p>	<p>詳細がまとまり次第、市の広報紙などを通じてお知らせをする予定です。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
13	取手駅西口 A 街区開発の進捗状況について詳細を知りたい。	新しい取手駅西口の交通広場の施設の概要は、バス停5か所、タクシー乗降場、身障者用の乗降場1か所、一般車乗降場5台程度、またエレベーター2基を設置する計画で今進めています。その他歩行者動線の快適性、利便性が向上されていくというところに効果が期待できます。その他都市景観を考慮した照明、花壇、ベンチなどの設置等、利便性に加え景観性も向上していくことが期待できます。
14	改修している駅前ロータリーの利便性、共同ビルで取手市は何に使うのか。	再開発ビル内に整備を検討している公共施設については、多目的交流機能や市民活動支援機能、また子育て支援機能など、複数の機能を持たせることを想定しております。この整備により、多くの方々に利用していただけるよう、魅力的かつ利便性が高く、市全体の将来的な発展につながるような公共施設になるよう、今後も検討を進めています。
15	高齢者専用マンションについて進めてほしい。	市で運営する高齢者専用マンションは計画していません。民間事業者のプラン等をご利用いただければ幸いです。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・コミバスの必要性を感じる。 ・コミバスの充実。 ・コミバスの使い勝手が悪い。 コミバスについての利用しやすいルートの検討	<p>現在コミュニティバスについては、7台で7ルートを実行しています。限られた予算の中で実行していますので、充実というご要望でのバス車両の追加導入は難しいと考えます。しかし、利用実態や市内全体のバランスなども考慮し編成していく必要性は十分認識しています。いずれかの一部を充実させようとする、その代わりにいずれかを削減または廃止する必要性が出てくることも考えられますが、コロナ禍の影響ということも引き続き配慮しながら、利用実態を把握して、より使いやすく利便性の高いルートダイヤの検討を進めています。</p> <p>次にタクシーの充実というご意見について、市内に本社機能のあるタクシー事業者が7社あります。保有している車両台数については、コロナ禍の影響もあり、令和3年度は、コロナ禍前と比較し減少したというお話もいただいています。これは新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少が原因の一つにあると同様です。これまで市では、国のコロナ交付金を活用して、交通事業者の事業継続を支援してきましたが、実際に利用していただく方がいなければ、事業は縮小してしまうので、タクシーも含めた公共交通機関の積極的なご利用をお願いしています。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
17	コミバスの件でハブ方式を作ってほしい。藤代と市役所のシャトルにする。	現在のコミュニティバスネットワークの概要や考え方について、取手駅を中心としたルート設定にしています。取手駅周辺のようにバス利用者が目的とする施設が集中しているエリアは、人口集積も高い地区であり、取手駅を中心として中央循環東ルート、中央循環西ルートを設定しています。この2つのルートを中心として、市内を西部地区、北部地区、東南部地区、東北部地区の4地区に分け、それぞれのルートを設定し、これに加え、小堀地区のアクセス確保のため小堀ルートも設定して、それぞれ乗り継ぎ拠点という箇所を経由し、各ルートから中央循環東西ルートに接続しています。このような路線配置にすることにより、アクセス性を高めています。
18	コミバスにトイレを設置してほしい。	現在運行しているコミュニティバスは、全長7メートルのコンパクトなバスを使用しています。これは狭い住宅団地などにも乗り入れができるような車両の選定をしています。トイレの設置には、車両の大型化が必要になり、バス車内トイレの設置は難しい状況です。
19	コミバスには審議会があるのか、ないのか、教えてほしい。	コミュニティバスの運行については、道路運送法に基づき、取手市地域公共交通会議において協議を行っています。審議会という名称ではありませんが、協議会があります。
20	桑原地区の開発で新しい駅ができるのか。現在の交通網は良いとは言えない。道路整備も取手市はできているとは言えない。交通網の利便性の向上を図ってほしい。	現在のところ、桑原地区の開発計画の中で新駅の計画は含まれていません。本地区は、取手駅から約2キロ、それから藤代駅、常総線の各駅からも近いことから、まずはその駅と桑原地区が結ばれるような、路線バス等の公共交通の充実を図ることが、市内の公共交通利便性の向上、それから波及効果となり、地域の活性化につながるものと考えます。
21	取手市は高齢化が進んで、自分は取手地域に住んでいるが買い物環境が縮小してきている。桑原地区の新駅の話は頑張してほしい。市内、車イスでの移動が不便。段差や歩道が狭いなど、環境改善、バリアフリー化を進めてほしい。（取手駅東口周辺にお住まいの方からの声。）	市道のバリアフリー化については、建設部と連携を取りながら進めていきたいと考えています。公共交通のバリアフリー化としては現在、JR取手駅利用者の利便性向上、高齢者や障がい者などの移動の円滑化を図るため、JR取手駅構内のバリアフリー化設備の整備に係る費用について、市のほうから補助を行っています。令和5年度中には、1・2番線ホームへのエレベーター、それとホームドアの整備が完了する予定となっています。買い物環境は移動販売箇所を55か所に増やして対応中です。

【建設経済常任委員会】永山中可決議案調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<p>街灯の整備と道路の整備を。危険なところの把握調査と工事 人口減少の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の草、暗い道路の整備 ・整備費をふるさと寄付金を活用し集める 	<p>防犯灯は、取手市防犯灯管理基準に沿って設置及び管理を行っています。設置の基準は、取手市が管理する公道周辺や通学路において、交通安全上または防犯上、特に必要と認められる場所、また公共施設の利用の安全性の見地から必要と認められる場所においては、おおむね50メートル間隔で設置しています。</p> <p>また危険なところの把握調査と工事について、道路の不具合箇所や危険箇所の把握は市民の方などから、電話やメールによる通報のほか、管理課職員による道路パトロールにより発見しています。</p> <p>修繕方法は、不具合箇所の損傷の程度により、経済性や難易度を考慮し、市職員により直営で行う場合と、損傷の規模が広範囲で多くの資機材が必要となる修繕の際には建設業者に発注するなど、その損傷状況に合った修繕方法で対応しています。</p> <p>市道の除草作業については、令和3年度では幹線道路などにおいて、道路の草刈り業務委託として、7件の委託を発注しており、実績額として4,363万1,000円となっています。</p> <p>また、市民の方から寄せられた除草要望は、管理課の職員で264件の除草作業を行っている状況です。</p> <p>取手市ではふるさと取手応援寄附金において、寄附金の使い道を選択して、皆様から寄附金をいただいているところです。しかしながら、市内にお住まいの方からの寄附に対しての返礼品の送付については、平成30年3月末をもって終了となっています。また、ふるさと取手応援寄附金とは別に、今現在、土木費寄附金として土木費への使用等を目的とした寄附金を受け付けており、こういったものが道路の整備にも役立てられるものと考えています。</p>
2	道路の整備	<p>通学路整備事業については、取手市通学路交通安全対策プログラムに基づき、各学校での通学路の安全点検の結果で、対策が必要な箇所が学務課に報告があり、取りまとめを行います。その後、合同点検を行い対策必要箇所の実施メニューを検討しています。</p>

【建設経済常任委員会】藤代南中可決議案調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<p>町をきれいにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ、自動販売機の横、公園、街中などにごみ箱を設置 ・設置したごみ箱の片付けを、回覧板を回して、当番制にする <p>外にごみ箱を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスターなどで、ごみ箱の設置に関する広報活動を行う。 ・カラスなどの被害を避けるごみ箱（蓋をつける、口を小さくするなど） ・当番制のゴミ箱管理 	<p>市では清潔で、きれいなまちづくりを推進するため、「取手市まちをきれいにする条例」を定めています。この条例の考え方として、ごみ箱を町の中に設置するのではなく、ごみは持ち帰り、ご自身で適正に処分していただくようお願いしています。そのような取組も含め、環境講座を通じて、皆様の環境意識の向上を図っている状況です。</p> <p>また、条例中に市民の皆様へ向けられた規定もあり、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>またホームページや広報紙では、空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て禁止、ペットのふんの持ち帰りといったことなどの呼びかけを行っています。</p> <p>清潔できれいなまちづくりのために、条例に基づいた取組を進め、環境講座などを通じて、市民の環境意識の向上に努めています。</p>
2	<p>住みやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街灯を増やす ・道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯を増やす <p>防犯灯については、取手市防犯灯管理基準に沿って設置及び管理が行われています。概ね50メートル間隔で設置されています。交通安全上や防犯上、また街並み等に配慮して必要な箇所について提言を行っていきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備 <p>道路の不具合や危険箇所の把握は、市民の方からの電話やメールによるご連絡のほか、市担当者がパトロールを行っています。</p> <p>不具合箇所の損傷の程度により、市職員が直営で修繕、業者に依頼を行っています。</p> <p>議会でも、常に市民の皆様が利用する道路の利便性と安全性が高められるよう提言を行います。</p>

令和5年3月15日

取手市議会議長
金澤克仁様

議会運営委員会
委員長 佐藤隆治

閉会中の所管事項調査について

本委員会は、下記により所管事項について調査することにしたから、会議規則第105条第1項及び第2項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 目的

所管する事項の調査を行い、議会運営の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

現議員の任期満了の日まで

令和5年3月6日

取手市議会議長
金澤克仁様

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 総務部の所管に関する事項
- (2) 政策推進部の所管に関する事項
- (3) 財政部の所管に関する事項
- (4) 教育委員会の所管に関する事項
- (5) 消防本部の所管に関する事項
- (6) 所管の予算の執行状況について
- (7) 他の委員会の所管に属さない事項

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

現議員の任期満了の日まで

令和5年3月7日

取手市議会議長
金澤克仁様

福祉厚生常任委員会
委員長 関川 翔

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 福祉部の所管に関する事項
- (2) 健康増進部の所管に関する事項
- (3) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

現議員の任期満了の日まで

令和5年3月8日

取手市議会議長
金澤克仁様

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) まちづくり振興部の所管に関する事項
- (2) 建設部の所管に関する事項
- (3) 都市整備部の所管に関する事項
- (4) 農業委員会の所管に関する事項
- (5) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

現議員の任期満了の日まで